

新たな競争局面に向かう中国通信市場

一般財団法人 マルチメディア振興センター 情報通信研究部 副主席研究員

裘 春暉

中国の通信サービスは「通信サービス分類目録」（旧情報産業部作成）に基づき、それぞれ基礎通信サービスと付加価値通信サービスと分類されている。付加価値通信サービスに属するのはコールセンターやネットアクセス、オンラインサービスなど数種類に限られており、民間企業による提供が許されている。他方、その他の多くのサービスは基礎通信サービスに分類されており、厳しい参入規制が引かれ、これまで、再編等による事業者の数の変動があったが、民間資本の参入が許されなかった。

2005 年 2 月に国務院は、「個人経営等非公有制経済の発展の支持・奨励および誘導に関する若干の意見」（国発〔2005〕3 号）を発表した。これは、基礎通信サービスのほか、銀行、鉄道といった国有企業に独占された業界への外資を含む民間資本による参入を緩和する、という方針が示された初の公式文書となる。しかし、具体的な参入手続きといった細則が示されなかったこともあり、事実上の参入はほとんど見られなかった。

5 年間のブランクの末、国務院は 2010 年 5 月、国発〔2005〕3 号の内容を拡充した通達（「民間投資の健全発展の奨励・誘導に関する若干の意見（国発〔2010〕13 号）」）を発表し、民間投資の奨励・誘導に関連した取組みを各政府部門レベルまで落とし込み、作業分担を行ったが、具体化作業の実行には至らなかった。長年国有企業に支配されてきた分野への参入の難しさがうかがえる。

通信分野においてようやく一歩大きな前進を見せたのは、2013 年 1 月の出来事で、同分野を司る工業・情報化部が民間資本による MVNO（仮想移動体通信事業者）の導入を検討していることを明らかにし、その制度整備に関わる政策に関するパブリックコメントを募集開始した。背景には、工業・情報化部に同分野の抱えている課題の解消を図ろうとする思惑があるものと考えられる。

基礎通信サービスのうち、特に移動体通信が著しい成長を見せ、2012 年末時点では移動電話の加入者数は 11 億を超え、人口普及率では 80.6%に達したが、前年同期比の伸び率が鈍化している。したがって、今後の市場成長には数量の拡大だけではなく、よりきめ細かな消費者ニーズに対応することが不可欠となってきた。

そのため、工業・情報化部は、経済社会においてプレゼンスが高まりつつある民間資本の活用により、そのイノベーションパワーを発揮させ、新たなサービスの創出につなげ、消費者の多様なパーソナルニーズへの対応を促そうとしている。

検討されている MVNO の導入はまず 2 年間という期間限定のテストケースとされている。また申請資格も中国国内の民間資本と限定されている。さらに基礎通信サービスを提供する 3 事業者（中国移动、中国电信、中国联通）がそれぞれ少なくとも 2 社との契約を義務付けられているため、最低でも 6 社の参入が見込まれる。

上記政策の公表に先立ち、工業・情報化部は移動体通信を含む 8 つの基礎通信サービスの重点領域での民間資本の参入を促そうとする方針を発表した。その主な狙いおよび関連措置の公表状況等は下表のとおりである。

工業・情報化部による 8 つの重点領域での民間資本の参入を導入する方針概要

重点領域		主な狙い等	関連措置の公表状況等
(1)	移動通信サービスの再販	競争を通じたサービスの品質向上および料金の値下げ、および「便利、低廉、多様な」移動通信サービスの提供を促す	2013 年 1 月、「移動通信再販売業務 (MVNO) 試行方案 (パブリックコメント版)」を発表
(2)	アクセス網および構内ネットワーク	ユーザに複数の選択肢を与え、ブロードバンド・サービスのコストパフォーマンスを高め、その発展を推進する	—
(3)	ネットワークの委託管理	分業を促し、サービスレベルの向上を促進する	—
(4)	付加価値サービス	IDC や ISP 領域の活発化を促す	2012 年 11 月、「インターネット・データ・センター (IDC) 業務とインターネット接続サービス (ISP) 業務の参入許可作業の規格化に関する実施方案」を発表
(5)	通信プロジェクトの設計、工事、監理、情報システムの構築、アクセス網の構築等	良好な競争環境の創出	—
(6)	基地局、通信タワー等基盤への投資、構築、運営、保守業務	基礎インフラの共有を強化し、民間企業のノウハウを引き出す	—
(7)	基礎通信市場への株式投資	民間資本の導入・活用促進	—
(8)	海外市場への進出および国際競争への参加	国際市場の開拓を促す	—

出所：工業・情報化部発表の「民間資本の通信市場への参入を奨励・誘導する実施意見」を基に作成

工業・情報化部は今後、(1) と (4) を除く他の 6 つの領域への民間資本の参入に関する具体的な実施措置をも順次公表していくと思われる。ただし、前述したように、これらはいずれも国有企業に独占されている領域で、政府による政治的主導の効果がどこまで発

揮できるかは未知数である。

特に MVNO 方式による競争促進の試みは既に多くの国で行われているが、成功した事例はあまり見られない。業界内でも、今のところ、MVNO の参入による既存市場への影響が少ないとの見方が強いが、今回の動きで、長年国有資本に独占されてきた市場に風穴を空けることに期待したい。